

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第8期第1四半期)

自 2022年7月1日

至 2022年9月30日

株式会社W TOKYO

# 目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	4
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	5
(5) 大株主の状況	5
(6) 議決権の状況	5
2 役員の状況	5
第4 経理の状況	6
1 四半期財務諸表	7
(1) 四半期貸借対照表	7
(2) 四半期損益計算書	8
第1 四半期累計期間	8
2 その他	12
第二部 提出会社の保証会社等の情報	13

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2023年5月26日
【四半期会計期間】	第8期第1四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）
【会社名】	株式会社W TOKYO
【英訳名】	W TOKYO Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村上 範義
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前五丁目28番5号
【電話番号】	03-6419-7165
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼経営戦略統括局長 藤本 冬海
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前五丁目28番5号
【電話番号】	03-6419-7165
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼経営戦略統括局長 藤本 冬海

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第1四半期累計期間	第7期
会計期間	自2022年7月1日 至2022年9月30日	自2021年7月1日 至2022年6月30日
売上高 (千円)	1,017,149	2,065,428
経常利益 (千円)	235,574	87,924
四半期(当期)純利益 (千円)	127,807	128,951
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	40,000	40,000
発行済株式総数 (株)	120,900	120,900
純資産額 (千円)	648,943	521,136
総資産額 (千円)	3,377,501	2,497,565
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	52.86	53.54
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	19.2	20.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有している子会社が利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい非連結子会社のみであるため記載しておりません。
3. 当社は、2023年2月6日開催の取締役会決議により、2023年3月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 1株当たり配当額については、当社は配当を行っていないため、記載しておりません。
6. 当社は、第7期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第7期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
7. 第8期第1四半期会計期間及び第8期第1四半期累計期間の四半期財務諸表並びに第7期事業年度の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、PwC京都監査法人による四半期レビュー及び監査を受けております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

#### (1) 財政状態の状況

##### (資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末と比較して879百万円増加し、3,377百万円となりました。これは主に、売掛金及び契約資産627百万円の増加、前受金の増加等による現金及び預金253百万円の増加、前渡金85百万円の増加及び、商標権22百万円、のれん18百万円の償却による減少によるものであります。

##### (負債)

当第1四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末と比較して752百万円増加し、2,728百万円となりました。これは主に、買掛金423百万円の増加、前受金278百万円の増加、未払法人税等107百万円の増加及び、長期借入金（1年内返済予定を含む）44百万円の返済による減少によるものであります。

##### (純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末と比較して127百万円増加し、648百万円となりました。これは、四半期純利益127百万円の計上によるものであります。

#### (2) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの、経済活動の制限も徐々に緩和され、各種イベントでも人数制限が緩和されるなどの結果、人流や経済も回復基調にあります。このような環境の中、当社では、2022年9月に「TOKYO GIRLS COLLECTION」を有観客で開催し、協賛企業数の増加や来場チケットの完売等により収益性の向上に貢献いたしました。その他、IPブランディングプロデュースなど顧客のニーズに応え、売上・利益ともに堅調に推移しました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高1,017百万円、営業利益237百万円、経常利益235百万円、四半期純利益127百万円となりました。

なお、当社は、ブランディングプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載はしていません。

#### (3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

#### (4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

#### (6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金及び設備投資資金は、主として営業活動により得た資金に加え、必要に応じて金融機関から借入実施により調達した資金で賄うことを基本方針としております。

今後の設備投資資金に係る支出は長期借入金等で賄うこととし、短期運転資金等による資金ニーズがある場合は、臨機応変に金融機関との間で締結している当座貸越契約による調達で対応して参ります。なお、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、十分な手許流動性を確保しつつ、中期的には借入金返済を進め、自己資本比率を向上させることを経営目標の一つとして、財務体質の強化を図って参ります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,800,000
計	9,800,000

(注) 1. 2023年3月3日開催の臨時株主総会決議により、同日付で譲渡制限廃止に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は1,506,400株減少し、493,600株となっております。

2. 2023年2月6日開催の取締役会決議により、2023年3月4日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は9,306,400株増加し、9,800,000株となっております。

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年3月8日) (注) 1. 2. 5	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	120,900	2,468,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	120,900	2,468,000	—	—

(注) 1. 2022年10月1日から2022年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,500株増加しております。

2. 2023年2月6日開催の取締役会決議により、2023年3月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,344,600株増加し、2,468,000株となっております。

3. 2023年3月3日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

4. 2023年3月3日開催の臨時株主総会決議により、同日付で譲渡制限廃止に伴う定款の変更を行い、当社の発行する株式の譲渡制限を廃止しております。

5. 提出日現在発行数には、2023年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### ①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2022年7月1日～ 2022年9月30日	—	120,900	—	40,000	—	40,000

- (注) 1. 2022年10月1日から2022年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,925千円増加しております。
2. 2023年2月6日開催の取締役会決議により、2023年3月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,344,600株増加し、2,468,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 120,900	120,900	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	120,900	—	—
総株主の議決権	—	120,900	—

- (注) 2023年3月3日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用するとともに、2023年2月6日開催の取締役会決議により、2023年3月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式 (その他) の株式数は普通株式2,468,000株、議決権の数は24,680個、発行済株式総数の株式数は2,468,000株、総株主の議決権の議決権の数は24,680個となっております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.2%
売上高基準	0.3%
利益基準	0.8%
利益剰余金基準	6.3%

### 4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,004,299	1,258,100
売掛金及び契約資産	229,863	857,803
前渡金	145,179	230,889
その他	82,197	27,725
貸倒引当金	△2,961	△2,961
流動資産合計	1,458,578	2,371,557
固定資産		
有形固定資産	32,120	31,725
無形固定資産		
のれん	303,123	284,936
商標権	543,793	521,074
その他	32,361	41,091
無形固定資産合計	879,279	847,101
投資その他の資産	127,586	127,115
固定資産合計	1,038,987	1,005,943
資産合計	2,497,565	3,377,501
負債の部		
流動負債		
買掛金	167,784	591,608
短期借入金	※ 100,000	※ 100,000
1年内返済予定の長期借入金	164,445	152,137
リース債務	12,029	12,029
未払法人税等	530	107,766
前受金	276,674	555,253
賞与引当金	22,018	7,735
その他	82,082	86,264
流動負債合計	825,563	1,612,794
固定負債		
長期借入金	1,133,824	1,101,729
リース債務	17,041	14,034
固定負債合計	1,150,865	1,115,763
負債合計	1,976,429	2,728,557
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	40,000
資本剰余金	352,185	352,185
利益剰余金	128,951	256,758
株主資本合計	521,136	648,943
純資産合計	521,136	648,943
負債純資産合計	2,497,565	3,377,501

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
売上高	1,017,149
売上原価	566,619
売上総利益	450,529
販売費及び一般管理費	212,852
営業利益	237,677
営業外収益	
受取利息	5
受取手数料	24
その他	0
営業外収益合計	29
営業外費用	
支払利息	1,928
その他	204
営業外費用合計	2,132
経常利益	235,574
税引前四半期純利益	235,574
法人税等	107,767
四半期純利益	127,807

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の（追加情報）（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて）に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2022年9月30日)
当座貸越極度額の総額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	100,000	100,000
差引額	200,000	200,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
減価償却費	27,991千円
のれん償却額	18,187

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）

当社は、ブランディングプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ブランディングプラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
TGCプロデュース領域	759,635
コンテンツプロデュース・ブランディング領域	235,351
デジタル広告領域	22,163
顧客との契約から生じる収益	1,017,149
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,017,149

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり四半期純利益	52円86銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	127,807
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	127,807
普通株式の期中平均株式数(株)	2,418,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2023年2月6日開催の臨時取締役会の決議に基づき、2023年3月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2023年2月6日開催の臨時取締役会決議に基づき、2023年3月4日付をもって株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。また、2023年3月3日開催の臨時株主総会決議により同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図る目的で実施するものであります。

(2) 株式分割の概要

①株式分割の方法

2023年3月3日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき20株の割合をもって分割いたします。

②株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	123,400株
今回の分割により増加する株式数	2,344,600株
株式分割後の発行済株式総数	2,468,000株
株式分割後の発行可能株式総数	9,800,000株

③株式分割の日程

基準日公告日	2023年2月16日
基準日	2023年3月3日
効力発生日	2023年3月4日

④1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

## 2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

### (1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、2023年2月6日開催の臨時取締役会において、会社法第184条第2項に基づき、2023年3月4日付をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

### (2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

変更前(注)	変更後
第6条 当社の発行可能株式総数は、 493,600株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,800,000株</u> とする。

(注) 2023年3月3日開催の臨時株主総会における定款一部変更議案が承認可決された後の定款

### (3) 定款変更の日程

効力発生日 2023年3月4日

## 3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

## 4. その他

### (1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

### (2) 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2023年3月4日以降、以下のとおり調整いたします。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	2016年12月19日	4,740円	237円
第2回新株予約権	2017年4月10日	4,740円	237円
第3回新株予約権	2017年4月13日	4,740円	237円
第4回新株予約権	2017年4月20日	4,740円	237円
第5回新株予約権	2017年9月20日	18,000円	900円
第5回(役員)新株予約権	2017年9月20日	18,000円	900円
第6回新株予約権	2017年9月20日	18,000円	900円
第6回-2新株予約権	2018年1月30日	18,000円	900円
第7回新株予約権	2018年6月15日	37,000円	1,850円
第7回-2新株予約権	2018年6月15日	37,000円	1,850円
第8回新株予約権	2018年6月15日	37,000円	1,850円
第9回新株予約権	2021年4月30日	37,000円	1,850円
第9回-2新株予約権	2021年4月30日	37,000円	1,850円
第10回新株予約権	2021年4月30日	37,000円	1,850円

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年5月23日

株式会社W TOKYO

取締役会御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

江口 亮

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

鷺谷 佑穂子

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社W TOKYOの2022年7月1日から2023年6月30日までの第8期事業年度の第1四半期会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社W TOKYOの2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上